

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
2	2	2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを <u>超えない</u> ものとする。	2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを <u>越えない</u> ものとする。
	3	3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。	3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、 <u>各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり</u> 、1ページは29行以内とする。
14	14	14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「 <u>【日本における営業所】</u> 」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。	14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「 <u>【営業所】</u> 」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
3	10	10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「 <u>日本における営業所</u> 」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。	10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「 <u>営業所</u> 」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
13	2	2 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。ただし、備考17に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。	2 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。ただし、備考16に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。
	3	3 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考4及び5の場合を除く。）。 イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「	3 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考4、5及び15の場合を除く。）。 イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」

7 7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(「【請求項】」の欄名は除く。))。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。

8 8 (略)

9 9 (略)
(削除)

10 10 図又は化学式、数式、表若しくは日本工業規格 X 0208号(平成9年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格 X 0208号」という。)に定められている文字以外の文字(以下「化学式等」という。)を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

12 12 「(【補正により増加する請求項の数】)」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはり、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。この場合において、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

14 14 「(【手数料の表示】)」の欄は、備考12の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、

細な説明】」の欄に記載した段落番号「【 】」の数を増加又は減少する補正をするときは、「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として補正をしなければならない。

7 (略)

8 (略)

9 「(【補正により増加する請求項の数】)」の欄は、補正により請求項が増加した場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。

10 図、配列表又は化学式、数式、表若しくは日本工業規格 X 0208号(昭和58年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格 X 0208号」という。)に定められている文字以外の文字(以下「化学式等」という。)を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

12 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはり、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。この場合において、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

14 「(【手数料の表示】)」の欄は、備考12の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、

「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

15 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

1502

3 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように補正する書類名を記載する。

ロ 「【訂正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、「段落番号」、「配列表」、「請求項」、「全図」、「図」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書若しくは特許請求の範囲の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

5 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書、外国語特許請求の範囲又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由（以下この様式において「訂正理由等」という。）を具体的に記載する。備考4に従い【誤訳訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けた

「（【納付方法】）」には「予納」と記載し、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

15 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。

3 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記載する。

ロ 「【訂正対象項目名】」は、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、「段落番号」、「図」、「符号の説明」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

5 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由（以下この様式において「訂正理由等」という。）を具体的に記載する。備考3に従い【誤訳訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1）」

ときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1）」、「（訂正の理由2）」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1-1）」、「（訂正の理由1-2）」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。

6 6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項を増加する補正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書を使用して納付しなければならない。

7 7 「（【手数料の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

8 8 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

10 10 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から20まで及び

、「（訂正の理由2）」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1-1）」、「（訂正の理由1-2）」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。

6 特許印紙をはるときは、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書を使用して納付しなければならない。

7 「（【手数料の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

8 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。

10 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から20まで及び

22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考6から8まで及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

- 18 2 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考18及び19に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 3 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考19に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 5 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の横にはるものとする。

22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考6、7及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

- 2 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 3 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 4 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 5 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の横にはるものとする。

る。ただし、備考19に該当するときは、認識ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。

8 8 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

9 9 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考8に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

14 14 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】

15 15 （略）

16 16 譲渡人だけで届け出るとき（権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。）は、承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき（備考19に該当するときは除く。）は、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考19に該当するときは、登録権利者が承諾書を

る。ただし、備考18に該当するときは、認識ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。

8 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

9 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考8に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

14 （略）

15 譲渡人だけで届け出るとき（権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。）は、承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき（備考18に該当するときは除く。）は、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考18に該当するときは、登録権利者が承諾書を

添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

17 17 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

18 18 （略）

19 19 （略）

20 20 （略）

21 21 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考10と同様とする。

20 3 3 第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、22、24から26まで、様式第4の備考2並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

26 【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	(図面	1)
【物件名】	要約書	1

3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

9 9 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人

添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

16 特許法第73条第2項に規定する別段の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考4により「【その他】」の欄に法人の法的性質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。)

17 （略）

18 （略）

19 （略）

20 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、14、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考10と同様とする。

3 第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、22、24から26まで、様式第4の備考2並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

【提出物件の目録】

【物件名】	明細書	1
【物件名】	(図面	1)
【物件名】	要約書	1

3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

9 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人

- にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 11 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 14 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 15 15 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
- 24 24 第23条第5項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあつては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考29に該当する場合にあつては「【先の出願に基づく優先権主張】」）の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成 年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受ける特許出願」のように記載する。
- 25 25 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- にあつては、「【代表者】」の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 11 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 14 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 15 15 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 24 24 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第23条第5項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「

26 26 第27条第2項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

27 27 （略）

28 28 （略）

29 29 第27条の4第1項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合であつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

30 30 （略）

国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成何年度、省、委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの）」のように記載する。これらの場合において、備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

25 25 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項に規定する別段の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考11又は備考24若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国等以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

26 （略）

27 （略）

28 第27条の4第1項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合であつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

29 （略）

31 31 (略)
 32 32 (略)
 33 33 (略)
 34 34 (略)
 35 35 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考37において同じ。)

【物件名】
 【援用の表示】
 【物件名】
 【援用の表示】

36 36 (略)
 37 37 (略)

2602

【提出物件の目録】

【物件名】	外国語特許請求の範囲	1
【物件名】	外国語明細書	1
【物件名】(外国語図面	1)
【物件名】	外国語要約書	1

27

【原出願の表示】

【出願番号】
 【出願日】

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1

30 (略)
31 (略)
32 (略)
33 (略)
34 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考36において同じ。)

【物件名】
 【援用の表示】
 【物件名】
 【援用の表示】

35 (略)
36 (略)

【提出物件の目録】

【物件名】	外国語明細書	1
【物件名】(外国語図面	1)
【物件名】	外国語要約書	1

【原出願の表示】

【出願番号】
 【出願日又は手続補正書提出日】

【提出物件の目録】

【物件名】	明細書	1
【物件名】(図面	1)

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

- 1 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願 -
 」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願
 の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていない
 ときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの
 の特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を
 設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際特許出願
 についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「
 【国際出願番号】」とし、「PCT / / 」のように国際出
 願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を
 設けて「特許」と記載する。

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

- 2 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願 -
 」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案
 登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の
 変更をするときは、「【出願番号】」には「意願 -
 」、
「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号
 及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは
 、「【出願日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように

【物件名】 要約書 1

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願 -
 」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」の
 ようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番
 号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平
 成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「
【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、も
 との出願の願書に記載した整理番号を記載する。

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願 -
 」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」の
 ようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2
 項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願
 -
 」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何
 月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、
 もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出

もとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT / /」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。

【技術分野】

(【背景技術】)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【発明を実施するための最良の形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

8 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
(削除)

日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

14 「【特許請求の範囲】」の欄には、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び

」、「非特許文献1」のように情報の所在に付した番号を引用して記載することが望ましい。

これらの場合において、その記載は、原則として技術分野の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【背景技術】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

八 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【発明が解決しようとする課題】」の見出しの前には「【発明の開示】」の見出しを付す。

二 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として発明の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が2以上あるときは、「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序によ

。これらの場合において、その記載は、原則として発明が解決しようとする課題の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【従来の技術】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【従来の技術】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

八 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

二 特許を受けようとする発明が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載し、当該記載事項の前には、「【発明の効果】」の見出しを付す。

り連続番号を付した見出しを付す。

ホ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

(削除)

15 15 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

16 16 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

17 17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

18 18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【】及び「【】」を付した4桁のアラビア数字

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、「【発明の詳細な説明】」の欄の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付し、当該見出しの前には段落番号を付す。

ハ 「【発明の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【】及び「【】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記載してはならない。

16 「【図面の簡単な説明】」の欄には、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、かつ、図の主要な部分を表す符号の説明を記載し、その符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

17 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、明細書中の当該化学式等を記載しようとする位置に、化学式を記載しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記載しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならない。

で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

2902

様式第29の2（第24条の4関係）

（新規追加）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

- 1 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内する。
- 4 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「」及び「」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

- 7 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を充分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。
- 13 13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 14 14 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 15 15 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」

のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

- 30 2 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 12 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
イ 用語は、明細書又は特許請求の範囲において使用した用語と同一のものを用いる。
ロ (略)
ハ (略)
- 31 3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 8 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 11 11 「【要約】」の欄には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要を次の要領で記載する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
- 12 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

【書類名】 外国語明細書

3102

- 2 図は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならない。
- 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
イ 用語は、明細書において使用した用語と同一のものを用いる。

ロ (略)
ハ (略)
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 11 「【要約】」の欄には、明細書又は図面に記載した発明の概要を次の要領で記載する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
- 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

【書類名】 外国語明細書

3102

- 1 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い記載する。

様式第31の2の2（第25条の5関係）

【書類名】 外国語特許請求の範囲

〔備考〕

- 1 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。
- 2 2 「【書類名】 外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。
- 3 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

3105

【提出物件の目録】

<u>【物件名】 外国語特許請求の範囲の翻訳文</u>	<u>1</u>
<u>【物件名】 外国語明細書の翻訳文</u>	<u>1</u>
<u>【物件名】（外国語図面の翻訳文</u>	<u>1）</u>
<u>【物件名】 外国語要約書の翻訳文</u>	<u>1</u>

- 2 2 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載する。

- 1 Title of Invention
- 2 Claims
- 3 Detailed Description of Invention
- 4 Brief Description of Drawings

- 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び第24条の3並びに特許法第36条第4項、第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。

（新規追加）

【提出物件の目録】

<u>【物件名】 外国語明細書の翻訳文</u>	<u>1</u>
<u>【物件名】（外国語図面の翻訳文</u>	<u>1）</u>
<u>【物件名】 外国語要約書の翻訳文</u>	<u>1</u>

- 2 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載する。

3106

- 【技術分野】
- (【背景技術】)
- 【発明の開示】
- 【発明が解決しようとする課題】
- 【課題を解決するための手段】
- (【発明の効果】)
- (【発明を実施するための最良の形態】)
- (【実施例】)
- (【産業上の利用可能性】)
- (【図面の簡単な説明】)
- (【図1】)
- (【符号の説明】)
- (【配列表フリーテキスト】)
- (【配列表】)

備考

[備考]
様式第29の備考と同様とする。

- 【特許請求の範囲】
- 【請求項1】
- 【発明の詳細な説明】
- (【図面の簡単な説明】)
- (【図1】)

[備考]

- 1 外国語明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。
 - イ 外国語明細書に記載した「Title of Invention」、「Claims」、「Detailed Description of Invention」及び「Brief Description of Drawings」の欄名は、各々「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」及び「【図面の簡単な説明】」と翻訳する。
 - ロ 「【特許請求の範囲】」の欄の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
 - ハ 「【発明の詳細な説明】」の欄の段落の前に付す段落番号は「【0001】」、「【0002】」のように、見出しは、各々「【発明の属する技術分野】」、「【従来技術】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の実施の形態】」、「【実施例】」、「【発明の効果】」のように記載する。
 - ニ 「【図面の簡単な説明】」の欄の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて

31の
6の2

様式第31の6の2（第25条の7関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

備考

〔備考〕

様式第29の2の備考と同様とする。

34

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【刊行物等】

【提出物件の目録】

- 1 1 「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第1項の適用を受けようとする場合において、試験を行ったときは、試験を行った日及び場所を記載し、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数及び発行年月日を記載し、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日及び掲載アドレスを記載し、学術団体の研究集会において文書をもって発表したときは、研究集会名、主催者名及び開催日を記載する。特許法第30条第3項の適用を受けようとする場合には、博覧会名、主催者名及び開催日を記載する。

- 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

「【図1】」、「【図2】」のように記載する。また、符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

- 2 その他は、様式第29の備考1から5まで、7から10まで及び17と同様とする。

(新規追加)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

- 36 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第22の備考1と同様とする。
- 44 3 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 5 5 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2から4まで並びに様式第22の備考1と同様とする。
- 3 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 5 5 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。これらの場合において、備考3により「【その他】」に当該法人の法的性格を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。
- 6 6 第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条

第2項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。

7 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

46 4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考1及び5と同様とする。

48 4 4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第13の備考10並びに様式第15の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

50 備考 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第18の備考10並びに様式第38の備考2と同様とする。

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

4 4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考3及び4、様式第13の備考9並びに様式第15の2の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考10並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

5102

【技術分野】

(【背景技術】)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【発明を実施するための最良の形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

1 1 明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

(削除)

ロ (略)

ハ 明細書(配列表は除く。)の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

ニ 「【発明の詳細な説明】」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明の開示】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。

ホ 「【図面の簡単な説明】」の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

【図面の簡単な説明】

(【図1】)

1 明細書、請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 翻訳文の欄名は、「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」及び「【図面の簡単な説明】」のように記載する。

ハ (略)

ニ 「【特許請求の範囲】」の欄の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。

ホ 「【発明の詳細な説明】」の欄の段落の前に付す段落番号は「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

ハ 「【図面の簡単な説明】」の欄の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】」、「【図2】」のように記載する。また、符号の説明がある場

】」、「【図2】」のように記載し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。また、符号の説明がある場合には符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

2 2 その他は、様式第29の備考1から5まで、7、9、16及び17と同様とする。

合には符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

2 2 その他は、様式第29の備考1から5まで、7、9及び17と同様とする。

51の
2の2

様式第51の2の2（第38条の2関係）

（新規追加）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

1 1 請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。

2 2 その他は、様式第29の2の備考1から6まで、8、10及び15と同様とする。

5103

1 1 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

1 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならない。

5104

1 1 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及び要約書の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

1 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び要約書の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

52

（【補正により増加する請求項の数】）

【手続補正1】

- 【補正対象書類名】 特許請求の範囲
- 【補正対象項目名】 全文
- 【補正方法】 変更
- 【補正の内容】

- 2 2 「【手続補正1】の欄の「【補正の内容】」には、「【書類名】」とともに補正後の特許請求の範囲の翻訳文の全文を記載する（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項】」の欄名は除く。）。）。
- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

【提出物件の目録】

- 【物件名】 (請求の範囲の翻訳文 1)
- 【物件名】 (明細書の翻訳文 1)
- 【物件名】 (図面の翻訳文 1)
- 【物件名】 (要約書の翻訳文 1)

備考 様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16、17、19及び21から25まで、様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19、21、22、24から26、36及び37並びに様式第52の備考1と同様とする。

53

54

- 2 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約（以下この様式において「特許協力条約」という。）第34条の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。

【手続補正1】

- 【補正対象書類名】 明細書
- 【補正対象項目名】 特許請求の範囲
- 【補正方法】 変更
- 【補正の内容】

- 2 「【手続補正1】の欄の「【補正の内容】」には、「【特許請求の範囲】」の欄名とともに補正後の特許請求の範囲の翻訳文の全文を記載する（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと。）。
- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第13の備考9並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

【提出物件の目録】

- 【物件名】 (明細書の翻訳文 1)
- 【物件名】 (図面の翻訳文 1)
- 【物件名】 (要約書の翻訳文 1)

様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16、17、19及び21から25まで、様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19、21、22、24、35及び36並びに様式第52の備考1と同様とする。

（【補正により増加する請求項の数】）

- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように特許協力条約第34条の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。

□ 「【補正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「 」、「請求項」、「全図」、「図」のように特許協力条約第34条の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。

八（略）

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「 」、後ろに「 」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3 3 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る明細書の翻訳文は、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「 」若しくは「【配列表】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対して、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「 」及び「 」で囲んだ欄名は除く。）。）。この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「 」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の全文を単位として提出しなければならない。

4 4 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「 」の欄名は除く。）。）。この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、請求項の数を増加又は減少するものと

□ 「【補正対象項目名】」は、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、段落番号「 」、「図」、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約（備考4及び7において「特許協力条約」という。）第34条の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。

八（略）

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「 」、後ろに「 」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る明細書の翻訳文は、明細書の全文又は「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範囲】」の欄の「【請求項】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の段落番号「 」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図】」若しくは「【符号の説明】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対して、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと。）。この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、「【特許請求の範囲】」に記載した請求項の数又は「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した段落番号「 」の数を増加又は減少するものであるとき（明細書の全文を提出する場合を除く。）は、「【特許請求の範囲】」又は「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として提出しなければならない。

きは、特許請求の範囲の全文を単位として提出しなければならない。

- 5 5 (略)
- 6 6 (略)
- 7 7 (略)
- 8 8 (略)
- 9 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。

55 2 2 「【発明者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」(申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の次に「【代表申出人】」と記載する。

- 【発明者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【発明者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【申出人】
 - (【識別番号】)
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍】)
- 【申出人】
 - (【識別番号】)
 - 【住所又は居所】

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第13の備考9、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。

2 「【発明者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」(申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の次に「【代表申出人】」と記載する。

- 【発明者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【発明者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【申出人】
 - (【識別番号】)
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍】)
- 【申出人】
 - (【識別番号】)
 - 【住所又は居所】

【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、17、19及び22から25まで、様式第3の備考4、様式第4の備考4並びに様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19及び24から26と同様とする。

56 8 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第25の備考1と同様とする。

6104 2 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式57の備考2並びに様式第61の3の備考1と同様とする。

6105 1 1 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上とり、1ページは29行以内とする。

2 2 (略)
 3 3 (略)
 (削除)

【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、17及び19、22から25まで、様式第3の備考4、様式第4の備考4並びに様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19及び24と同様とする。

8 8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第53の備考4と同様とする。

2 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式57の備考2並びに様式第61の3の備考1と同様とする。

1 (略)
2 (略)
3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【代表者】」の欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあっては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

6 6 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人の代理人」のように記載する。

6 6 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代表者が法人にあっては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人の代理人」のように記載する。

7 7 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

7 7 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【審判請求人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- （【国籍】）
- （【電話番号】）
- （【ファクシミリ番号】）
- 【審判請求人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- （【国籍】）
- （【電話番号】）
- （【ファクシミリ番号】）

- 【審判請求人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- （【電話番号】）
- （【ファクシミリ番号】）
- 【審判請求人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- （【電話番号】）
- （【ファクシミリ番号】）

12 12 その他は、様式第2の備考1、2、4、5、10から12まで、14、16から19まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10並びに様式第26の備考11と同様とする。

12 12 その他は、様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16から19まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10並びに様式第26の備考16と同様とする。

6403 2 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の5の備考1、4、6及び7と同様とする。

2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の5の備考4、6及び7と同様とする。

6502	2	2	その他は、様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考1、 <u>4、6及び7</u> 並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2	その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6及び7</u> まで並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
6504	備考		様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考1、 <u>4、6及び7</u> 並びに様式第64の3の備考1と同様とする。		様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6及び7</u> 並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
6506	2	2	その他は、様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の5の備考1、 <u>4、6及び7</u> と同様とする。 。	2	<u>その他は、</u> 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の5の備考 <u>4、6及び7</u> と同様とする。 。
6509	備考		様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考1、 <u>4、6及び7</u> 並びに様式第65の6の備考1と同様とする。		様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6及び7</u> 、様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 11	備考		様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考1、 <u>4、6及び7</u> 並びに様式第64の3の備考1と同様とする。		<u>その他は、</u> 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6及び7</u> 、 <u>様式第64の3の</u> 備考1と同様とする。
65の 13	2	2	その他は、様式第2の備考1、 <u>2、4</u> 、10から14まで、 <u>16</u> から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考1、 <u>4、6</u> および7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2	その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

65の 15	備考	様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 17	備考	様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 19	備考	様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 21	備考	様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 23	備考	様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 25	2	2 その他は、様式第2の備考1、 <u>2、4、10</u> から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>1、4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の5の備考 <u>4、6</u> 及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
69	2	2 <u>「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表</u>	

者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

3 3 (略)

4 4 特許査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」(備考5に該当する場合には「【持分の割合】」)、備考6に該当する場合には「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

5 5 (略)

6 6 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

7 7 第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに納付するときは、「産業技術力強

2 (略)

3 特許査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

4 (略)

5 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。これらの場合において、備考3により名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

	<p>化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。</p> <p>8 8 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、<u>「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」(備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載し、<u>その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。</u></p> <p>3 3 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第6項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第6項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで及び22から25まで並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と読み替えるものとする。</p> <p>2 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。</p> <p>3 3 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「<u>国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する(備考2により「【その他】」の欄に特許料及び割増特許料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)</u>。</p> <p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、8、10から14まで及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第6項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第6項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>
--	--	---

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行														
1		<p>【提出物件の目録】</p> <table border="1"> <tr> <td>【物件名】 実用新案登録請求の範囲</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】 明細書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】 図面</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】 要約書</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。</p> <p>9 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。</p> <p>11 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その欄に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その欄に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。</p> <p>14 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。</p>	【物件名】 実用新案登録請求の範囲	1	【物件名】 明細書	1	【物件名】 図面	1	【物件名】 要約書	1	<p>【提出物件の目録】</p> <table border="1"> <tr> <td>【物件名】 明細書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】 図面</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】 要約書</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、<u>各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。</u></p> <p>9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。</p> <p>11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その欄に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その欄に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。</p> <p>14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。</p>	【物件名】 明細書	1	【物件名】 図面	1	【物件名】 要約書	1
【物件名】 実用新案登録請求の範囲	1																
【物件名】 明細書	1																
【物件名】 図面	1																
【物件名】 要約書	1																
【物件名】 明細書	1																
【物件名】 図面	1																
【物件名】 要約書	1																

- 15 15 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
- 25 25 第1条第3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成 年度 省、 委託研究、産業再生法第30条適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 26 26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項及び第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは「【納付年分】」（備考25に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 27 27 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、（【手数料の表示】）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 28 28 （略）
- 29 29 （略）

- 15 15 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 25 25 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項及び第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外の者のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第1条3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る実用新案登録出願（平成何年度 省、 委託研究、産業再生法第30条適用を受けるもの）」のように記載する（備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 26 26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、（【手数料の表示】）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考11又は備考25若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国等以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 27 27 （略）
- 28 28 （略）

30 30 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

31 31 （略）

32 32 （略）

33 33 （略）

34 34 （略）

35 35 （略）

36 36 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考38において同じ。）。

【物件名】

29 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

30 （略）

31 （略）

32 （略）

33 （略）

34 （略）

35 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考37において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

37 37 (略)

38 38 (略)

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【提出物件の目録】

【物件名】	実用新案登録請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

2 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願 -
 」、 「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願
 の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更
 をするとき、 「【出願番号】」には「意願 -
 」、 「【
 出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び
 年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項
 の規定による出願の分割をするときは、 「【出願番号】」には「実願
 -
 」、 「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの
 実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通
 知されていないときは、 「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願
 」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、 「【出願日】」の次に「【整理
 番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用
 新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、 「平成何年何月何
 日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新
 案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

36 (略)

37 (略)

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

【提出物件の目録】

【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願 -
 」、 「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」の
 ようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の
 規定による出願の変更をするときは、 「【出願番号】」には「意願 -
 」、 「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何
 日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11
 条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をする
 ときは、 「【出願番号】」には「実願 -
 」、 「【出願日又
 は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登
 録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されてい
 ないときは、 「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提
 出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、 「【出願日又は手続
 補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に
 記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更
 をするとき、 「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登

をするときは、「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」のようにもとの实用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/ / 」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「实用新案登録」と記載する。

【技術分野】

(【背景技術】)

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【考案の効果】)

(【考案を実施するための最良の形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

【図面の簡単な説明】

【図1】

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

8 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び实用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
(削除)

録出願の年月日を記載し、实用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」のようにもとの实用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

【实用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

【考案の詳細な説明】

【図面の簡単な説明】

【図1】

3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

13 「【实用新案登録請求の範囲】」の欄には、第4条並びに实用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。

3

3

8

3

8

13

- 13 「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。
- イ 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
- ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来のあるときは、なるべくそれを記載し、その従来のある技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記載する。この場合において、その記載は、原則として技術分野の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。
- ハ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来のある技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【考案が解決しようとする課題

- イ 「【実用新案登録請求の範囲】」の記載と「【考案の詳細な説明】」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
- ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
- ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
- ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 14 「【考案の詳細な説明】」の欄には、第3条の2及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ 考案の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案の属する技術分野】」、「【考案が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」の見出しを付す。
- ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来のあるときは、なるべくそれを記載し、その従来のある技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記載する。この場合において、その記載は、原則として考案が解決しようとする課題の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【従来のある技術】」の見出しを付す。
- ハ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

】」の見出しの前に「【考案の開示】」の見出しを付す。

ニ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として考案の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が2以上あるときは、「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ホ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

(削除)

14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には「【符号の説明】」の見出しを付す。

15 化学式、数式、表又は日本工業規格X0208号(平成9年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X0208号」という。)に定められている文字以外の文字(以下「化学式等」という。)を明細書中に記載しようとする場合には、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のよう

ニ 実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載し、当該記載事項の前には、「【考案の効果】」の見出しを付す。

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、「【考案の詳細な説明】」の欄の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付し、当該見出しの前には段落番号を付す。

ハ 「【考案の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【】及び「【】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記載してはならない。

15 「【図面の簡単な説明】」の欄には、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、かつ、図の主要な部分を表す符号の説明を記載し、その符号の説明の前には「【符号の説明】」の見出しを付す。

16 化学式、数式、表又は日本工業規格X0208号(昭和58年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X0208号」という。)に定められている文字以外の文字(以下「化学式等」という。)を明細書中に記載しようとする場合には、明細書中の当該化学式等を記載しようとする位置に、化学式を記載しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文

に、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。

字以外の文字を記載しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

16 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

17 17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【】及び「」」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

302

様式第3の2（第4条の2関係）

（新規追加）

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

1 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

- 2 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、【】」、「」及び「」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 5 実用新案登録請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 7 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して実用新案登録請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 12 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 13 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
 - イ 「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。

ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。

ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。

ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。

14 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

4 2 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

12 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。

イ 用語は、明細書又は實用新案登録請求の範囲において使用した用語と同一のものをを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

5 3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

8 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、實用新案登録請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用

2 図は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならない。

12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。

イ 用語は、明細書において使用した用語と同一のものをを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において

- | | | | |
|----|--|----|---|
| | しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。 | | 、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。 |
| 11 | 11 「【要約】」の欄には、明細書、 <u>実用新案登録請求の範囲</u> 又は図面に記載した考案の概要を次の要領で記載する。
イ～ハ（略） | 11 | 「【要約】」の欄には、明細書又は図面に記載した考案の概要を次の要領で記載する。
イ～ハ（略） |
| 12 | 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。 | 12 | 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。 |
| 6 | 4 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、 <u>「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。</u> | 4 | 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、 <u>「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。</u> |
| 8 | 8 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、 <u>「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</u> | 8 | 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、 <u>「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考4により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。</u> |
| 9 | 9 その他は、様式第1備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、 <u>31、33から35まで、37及び38と同様とする。</u> | 9 | その他は、様式第1備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、 <u>30、32から34まで、36及び37と同様とする。</u> |
| 8 | 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が行うときは、「氏名（名称）」の次に、 <u>「日本における営業所」</u> の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。 | 9 | 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が行うときは、「氏名（名称）」の次に、 <u>「営業所」</u> の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。 |

9 3 3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで、14、18から20まで、31、33から35まで及び38と同様とする。

10 **【提出物件の目録】**

【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】(図面の翻訳文 1)

【物件名】(図面 1)

【物件名】 要約書の翻訳文 1

2 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から27まで、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

11 2 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで14、18から20まで、31、33から35まで及び38並びに様式第9の備考1及び2と同様とする。

12 3 3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第29条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」(申出人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」)の次に「【代表申出人】」と記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

3 3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで、14、18から20まで、30、32から34まで及び37と同様とする。この場合において、様式第1の備考11中(【手数料の表示】)とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】(図面の翻訳文 1)

【物件名】(図面 1)

【物件名】 要約書の翻訳文 1

2 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から26まで、30、32から34までと、36及び37と同様とする。

2 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで14、18から20まで、30、32から34まで及び37並びに様式第9の備考1及び2と同様とする。

3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第29条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」(申出人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」)の次に「【代表申出人】」と記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】
 【考案者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【申出人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【申出人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

5 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から20まで、23、25から27まで、31、33から35まで及び38と同様とする。この場合において、様式第1の備考27中「【手数料の表示】」とあるのは、「【納付年分】」と読み替えるものとする。

14 1 1 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

5 5 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納すると

【氏名】
 【発明者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【申出人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【申出人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍】)
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

5 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から20まで、23、25、26、30、32から34まで及び37と同様とする。この場合において、様式第1の備考25及び26中「【手数料の表示】」とあるのは、「【納付年分】」と読み替えるものとする。

1 1 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

5 5 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納すると

きは、「【納付年分】」(備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。

6 第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外の全ての者の持分の割合を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、31及び34と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

3 (略)

4 第22条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

5 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

6 (略)

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、31及び33から35まで並びに様式第6の備考5と同様とする。

きは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。

6 第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外の者の持分の割合 / 」のように記載する(備考5により「【その他】」の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、30及び33と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第22条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

4 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならない。

5 (略)

6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18及び31から34まで、様式第6の備考5並びに様式第14の備考1と同様とする。

15

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
2	18	<p>18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p> <p>24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。</p> <p>【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】）</p>	<p>18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。</p> <p>24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。</p> <p>【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】）</p>

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

28 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

38 第2条第5項の規定により、産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号。)第30条の規定による特定研究成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願(平成 年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの)」のように記載する。(備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

14 5 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する(備考6から9までの場合は除く。)

イ (略)

ロ 「【補正対象項目名】」は、「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

28 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

38 第2条第5項の規定により、産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号。)第30条の規定による特定研究成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願(平成何年度、何々省、何々委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの)」のように記載する。(備考28により「【その他】」の欄に民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

5 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する(備考6から9までの場合は除く。)

イ (略)

ロ 「【補正対象項目名】」は、「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人

」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」、「正面図」、「全図」、「手続補正」、「請求の理由」のように補正をする単位名を記載する。

八 (略)

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項(前に「【」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」、「【パリ条約による優先権等の主張】」又は「【審判請求人】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全図」のときは、図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

18 3 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

8 8 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

9 9 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

14 14 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」(備考17に該当する場合には「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

17 17 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】

」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」、「正面図」、「全図」、「全文」、「手続補正」、「請求の理由」のように補正をする単位名を記載する。

八 (略)

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項(前に「【」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」、「【パリ条約による優先権等の主張】」又は「【審判請求人】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、願書、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

8 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

9 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」の欄の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

14 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

17 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】

	<p>」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>2 2 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合には「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。</p> <p>3 3 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 4 その他は、様式第18の備考1から4まで、6から12まで、15、16及び18と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考15中「意匠法第42条第6項」とあるのは「意匠法第42条第6項ただし書又は意匠法第44条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>」の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考14により、「【その他】」の欄に名義変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。</p> <p>2 2 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。</p> <p>3 3 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考2により、「【その他】」の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。</p> <p>4 4 その他は、様式第18の備考1から4まで、6から12まで、15、16及び18と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考15中「意匠法第42条第6項」とあるのは「意匠法第42条第6項又は意匠法第44条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>
--	--	---

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
2	21	<p>21 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考20に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p>	<p>21 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考20に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。</p>
30	30	<p>30 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。</p>	<p>30 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。</p>
31	31	<p>31 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する（備考30において特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。</p>	<p>31 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する（備考30において別段の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。</p>
9	2	<p>2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願 - 」、「【手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日」のようにもとの商標（防護標章）登録出願の番号及び商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。</p>	<p>2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願 - 」、「【手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日提出の手続補正書」のようにもとの商標（防護標章）登録出願の番号及び商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。</p>

11	<p><u>【譲渡人】</u> <u>(【識別番号】)</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u></p>
9	<p>9 承継人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考8に該当するときを除く。)は、「<u>【氏名又は名称】</u>」(名称の原語を記載する場合にあつては、「<u>【氏名又は名称原語表記】</u>」)の次に「<u>【営業所】</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p>
17	<p>17 その他は、様式第2の備考1から4まで、13、<u>15</u>、<u>17</u>、22から25まで、28、30及び34から38まで並びに様式第4の備考3と同様とする。</p>
1103	<p><u>様式11の3(第9条の5関係)</u></p>
12	<p>3 書き方は左横書、1行は<u>40</u>字詰めとし、1ページは<u>50</u>行以内とする。</p>
5	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。<u>商標法第40条第7項ただし書若しくは第43条第4項ただし書又は工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。)</u>第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「<u>【納付書番号】</u>」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。</p>
10	<p>10 「<u>【更新登録申請人】</u>」又は「<u>【代理人】</u>」の欄の「<u>【氏名又は名称】</u>」(法人にあつては、「<u>【代表者】</u>」)の次に、「<u>【電話番号】</u>」又は「<u>【ファク</u></p>

<p><u>【譲渡人】</u> <u>(【識別番号】)</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> <u>(【国籍】)</u></p>
<p>9 承継人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考8に該当するときを除く。)は、「<u>【氏名又は名称】</u>」(名称の原語を記載する場合にあつては、「<u>【氏名又は名称原語表記】</u>」)の次に「<u>【営業所】</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「<u>【代表者】</u>」の欄を設けるものとする。</p>
<p>17 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から<u>15</u>、22から25まで、28、30及び34から38まで、<u>様式第4の備考3</u>並びに<u>様式第10の備考2</u>と同様とする。</p>
<p><u>様式11の3(第9条の2関係)</u></p>
<p>3 書き方は左横書、1行は<u>36</u>字詰めとし、<u>各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり</u>、1ページは<u>29</u>行以内とする。</p>
<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。現金により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「<u>【納付書番号】</u>」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。</p>
<p>10 「<u>【更新登録申請人】</u>」又は「<u>【代理人】</u>」の欄の「<u>【氏名又は名称】</u>」(法人にあつては、「<u>【代表者】</u>」)の次に、「<u>【電話番号】</u>」の欄を設けて、</p>

【シミリ番号】」の欄を設けて、更新登録申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

13 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

20 20 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときには、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

24 24 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」（備考20に該当する場合には「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新登録の申請」と記載し、その記載の次に行を改めてその理由を具体的に記載する。

25 25 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

1502 12 12 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併せ

更新登録申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

13 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

20 20 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときには、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。

24 24 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新登録の申請」と記載する（備考20により「【その他】」の欄に国等以外のすべての者の持分の割合を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

25 25 第22条第11項において準用する意匠法施行規則第20条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

12 12 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書

- ですときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 14 「（【手数料の表示】）」の欄は、備考12の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。
- 17 3 3 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 4 4 （略）
- 5 5 （略）
- 6 6 （略）
- 7 7 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 8 8 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記載する（備考7により「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 9 9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第7項ただし書又は現金手続省令第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。
- 10 10 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- を使用して納付しなければならない。
- 14 「（【手数料の表示】）」の欄は、備考13の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。
- 3 （略）
- 4 （略）
- 5 （略）
- 6 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 7 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記載する（備考6により「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 8 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。
- 9 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考6又は7若しくはその双方により

	<p>11 11 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22と同様とする。この場合において、<u>様式第12の備考10中「【更新登録申請人】</u>とあるのは「【納付者】」と、<u>「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨又は商標法第68条の2の規定による手続補正書を提出した旨若しくはその双方を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)</u></p>
18	<p>1 1 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>2 2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4、<u>5及び9</u>と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、<u>「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考9中「商標法第40条第7項ただし書」とあるのは「商標法第40条第7項ただし書若しくは商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>10 10 その他は、<u>様式第1の備考9並びに</u>様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22と同様とする。この場合において、<u>備考10中「【更新登録申請人】</u>とあるのは「【納付者】」と読み替えるものとする。</p> <p>1 1 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「<u>国等以外のすべての者の持分の割合 / </u>」のように記載する。</p> <p>2 2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4<u>及び8</u>と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、<u>様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考7中「商標法第40条第5項ただし書」とあるのは「商標法第40条第5項ただし書又は商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</u></p>
19	<p>1 1 「【出願番号】」の欄には、「<u>商願 - </u>」のように防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願の番号を記載する。</p> <p>2 2 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>3 3 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4、<u>5及び9</u>と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、<u>「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」と</u></p>	<p>1 1 「【出願番号】」の欄には、「<u>平成何年防護標章更新登録願第何号</u>」のように防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願の番号を記載する。</p> <p>2 2 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「<u>国等以外のすべての者の持分の割合 / </u>」のように記載する。</p> <p>3 3 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4<u>及び8</u>と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、<u>様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と読み替</u></p>

20	1	<p>あるのは「【防護標章更新登録出願人】」と読み替えるものとする。</p> <p>1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願 - 」、「国際登録第 号」又は「 年 月 日に 事後指定が記録された国際登録第 号」のように出願の番号を記 載する。審判に継続中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判 番号】」の欄を設け、「不服 - 」のように審判の番号を記 載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。</p>	<p>えるものとする。</p> <p>1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願 - 」のように出願の番号を記載する。審判に継続中のものについては、「 【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服 - 」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の 番号を記載する。</p>
----	---	--	---

特例法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1	10 11	<p>10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所郵便番号</u>」及び「<u>日本における営業所</u>」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p>	<p>10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所郵便番号</u>」及び「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「<u>代表者</u>」の欄を設けるものとする。</p>
2	3	<p>3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>日本における営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p>	<p>3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p>
4	2	<p>2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9、13、14及び16から19まで並びに様式第2の備考<u>1</u>から3まで及び<u>5</u>と同様とする。</p>	<p>2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9、<u>10</u>、13、14及び16から19まで並びに様式第2の備考<u>2</u>及び<u>3</u>と同様とする。</p>
6		<p>2 <u>選任した代理人</u> <u>識別番号</u> <u>住所又は居所</u> <u>氏名又は名称</u></p>	<p>2 <u>選任した代理人</u> <u>識別番号</u> <u>住所又は居所</u> <u>氏名又は名称</u> ㊞ 又は 識別ラベル</p>
6	6	<p>6 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行う</p>	<p>6 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行う</p>

ときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく営業所の郵便番号及び所在地を記載する。

7 7 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記録する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、商標包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、なるべく営業所の所在地の国名を記載するものとする。

8 8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。
（文例）

（略）

1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求

（略）

7 1 1 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

3 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -
」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 -
」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が

ときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく営業所の郵便番号及び所在地を記載する。

7 7 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記録する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、なるべく営業所の所在地の国名を記載するものとする。

8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。
（文例）

（略）

1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求、特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出

（略）

1 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -
」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 -
」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が

通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

- 9 9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 18 18 その他は、様式第1の備考1、2、17及び18と同様とする。

8 備考 様式第1の備考1から3まで、5及び13から19まで並びに様式第2の備考1から3まで及び5と同様とする。

9 【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

- 1 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。
- 4 4 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号」、「【出願日】」には、「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願（追加の特許出願）の番号及び年月日を記録する。
- 7 7 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 9 9 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっ

通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

- 9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 18 その他は、様式第1の備考1、2、14、17及び18と同様とする。

様式第1の備考1から3まで、5、8及び13から19まで並びに様式第2の備考2及び3と同様とする。

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

- 1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 4 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には、「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願（追加の特許出願）の番号及び年月日を記録する。
- 7 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 9 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっ

ては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】の欄を設けたときはその欄」）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあっては「 国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。

12 12 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録する。

21 21 特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべて者の持分の割合を記録する。

22 22 特許法施行規則第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。

23 23 第12条の規定により、特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

28 28 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第45号）に

ては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「 法の規定による法人」、外国法人にあっては「 国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。

12 12 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

21 21 特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべて者の持分の割合 /」のように記録する（備考9により、「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

22 22 特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項に規定する別段の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する（備考9又は備考21若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は全体の持分に対する国等以外の者のすべての持分の割合若しくはその双方を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

23 23 第12条の規定により、特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

28 28 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第45号）に

よる改正前の特許法施行規則（以下「旧規則」という。）第31条第2項から第4項までの規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する（備考30において同じ。）。

- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】

30 30 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

- 【原出願の表示】
- 【出願番号】
- 【出願日】

【提出物件の目録】

- 【物件名】 特許請求の範囲 1
- 【物件名】 明細書 1
- 【物件名】（図面） 1
- 【物件名】 要約書 1

1 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号

よる改正前の特許法施行規則（以下「旧規則」という。）第31条第2項から第4項までの規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】

30 特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

- 【原出願の表示】
- 【出願番号】
- 【出願日又は手続補正書提出日】

【提出物件の目録】

- 【物件名】 明細書 1
- 【物件名】（図面） 1
- 【物件名】 要約書 1

1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号

」、「【出願日】」には「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び旧特許法第53条第1項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記録する。

」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び旧特許法第53条第1項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記録する。

- 11 12 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録する。
- 21 21 旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
- 27 27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密のすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 12 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 21 旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
- 27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密のすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 12 1 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 2 (略)
- 3 3 (略)
- 4 4 (略)
- 5 5 (略)
- 6 6 (略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

- 7 7 (略)
- 8 8 (略)
- 9 9 (略)
- 10 10 (略)
- 11 11 その他は、様式第9の備考2、5、6、8、11、15から17まで、26及び29と同様とする。

- 13 2 2 「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 3 3 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記録する。
 - イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
 - ロ (略)
- 7 7 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。

- 14 1 1 「【出願国名】」の欄は、優先権を主張する国名を記録する。また、出願国が2国以上あるときは、「【出願国名】」の欄を繰り返し設けて、国名を記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1及び4並びに様式第13の備考1、2、5及び6と同様とする。

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、11、15から17まで、26及び29と同様とする。

- 2 2 「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 3 3 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記録する。
 - イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願(明細書、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
 - ロ (略)
- 7 7 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26並びに様式第12の備考3と同様とする。

- 1 1 「【出願国名】」の欄は、優先権を主張する国名を記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考1、2、5及び7と同様とする。

- 15 1 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、国際登録に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 2 (略)
- 3 3 (略)
- 4 4 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考4並びに様式第13の備考2、5及び6と同様とする。
- 16 2 2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1及び4並びに様式第13の備考1、2及び6と同様とする。
- 17 2 2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考4、様式第13の備考2及び6並びに様式第15の備考1及び3と同様とする。
- 18 2 2 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1、3及び4並びに様式第13の備考2、5及び6と同様とする。
- 19 2 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 6 6 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考2及び5から7までと同様とする。
- 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考1、2及び7と同様とする。
- 2 様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2、様式第13の備考2及び7並びに様式第15の備考2と同様とする。
- 2 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願(明細書、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
- 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2並びに様式第13の備考2、5及び7同様とする。
- 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 6 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、

「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。

「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。これらの場合において、備考4により名称変更届等を提出した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。

7 7 特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記録し、確認書が交付されていないときに納付するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。

8 8 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに様式第12の備考4と同様とする。

7 7 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに様式第12の備考3と同様とする。

20 2 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」(備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第11

2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録する。

- 2条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。
- 3 3 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 4 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。
- 21 1 1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考2に該当する場合には「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。
- 2 2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。
- 3 3 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する(備考2により特許料及び割増特許料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。))。
- 4 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。
- 1 1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。
- 2 2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する(備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。))。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

- | | | |
|----|--|--|
| 22 | <p>2 2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p> <p>3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考4</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。</p> | <p>2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「<u>国等以外のすべての者の持分の割合 / </u>」のように記録する。</p> <p>3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考3</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。</p> |
| 23 | <p>1 1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考2に該当する場合には「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録し、<u>その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。</u></p> <p>2 2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p> <p>3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考4</u>、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。</p> | <p>1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。</p> <p>2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「<u>国等以外のすべての者の持分の割合 / </u>」のように記録する(備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。)。</p> <p>3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考3</u>、様式第19の備考2から5まで並びに様式第20の備考1と同様とする。様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。</p> |
| 24 | <p>3 3 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る</p> | <p>3 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る</p> |

出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付の表示】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。

4 4 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「【登録料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記録する。

5 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

25 1 1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。

2 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

26 1 1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。

2 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並び

出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。

4 商標法第68条の2の規定による手続補正書を同時に提出するときは「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の2の規定による手続補正書提出」と記録する（備考3により国等以外の者の持分の割合を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。

2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。

2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並び

に様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

に様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

27 1 1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 _____ 号」のように登録の番号を記録する。

1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)

4 4 その他は、様式第9の備考2、5、6、11、15及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。

4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、11、15及び26並びに様式第12の備考3と同様とする。

28 5 5 その他は、様式第9の備考2、5、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考1及び4、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1と同様とする。

5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考3、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1、3及び4と同様とする。

32 2 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 _____ 号」のように登録の番号を記載する。

2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記録する。
イ (略)
ロ (略)
ハ (略)

6 6 特許法第195 条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第7項ただし書又は商標法第76条第7項た

6 特許法第195 条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第7項ただし書又は商標法第76条第7項た

し書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

（削除）

（削除）

9 9 その他は、様式第1の備考1、2、17及び18並びに様式第7の備考1、2、4から9まで及び12から16までと同様とする。

33 3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを除く。）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、

し書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

9 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

10 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

11 その他は、様式第1の備考1、2、14、16から18まで並びに様式第7の備考1から9まで及び12から16までと同様とする。

3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを除く。）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、

特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法42条第6項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第7項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第7項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあっては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあっては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号」のように記載する。）に記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

5 5 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、13、14及び16から19まで並びに様式第2の備考1から3まで及び5と同様とする。

34 2 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8、9、11から14まで及び16から18まで、様式第2の備考2及び3並びに様式第6の備考1と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

36 2 2 その他は、様式第1の備考1から6まで、8から14まで及び16から19まで並びに様式第6の備考1と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるの「承継人」と読み替えるものとする。

特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法42条第6項ただし書若しくは第44条第3項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願又は実用新案登録出願に際して添付する書面にあっては、願書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあっては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号」のように記載する。）に記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

5 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、10、13、14及び16から19まで並びに様式第2の備考1と同様とする。

2 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から9まで、11から14まで及び16から18まで、様式第2の備考2及び3並びに様式第6の備考1と同様とする。

2 2 その他は、様式第1の備考1から6まで、8から14まで及び16から19まで並びに様式第6の備考1と同様とする。

特許登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
7	19	19 第10条の2第1項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、特許法施行規則様式第18により作成した書面によるものとする。	19 第10条の2第1項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、 <u>当該届出が特許出願（特許法第184条の3第2項の国際特許出願、同法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされる国際出願及び防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第3項の規定の適用を受ける特許出願（以下この備考において「国際特許出願等」という。）を除く。）</u> についての場合にあっては特許法施行規則様式第18により、 <u>国際特許出願等</u> についての場合にあっては特許法施行規則様式第19により作成した書面によるものとする。
9	7	7 その他は様式第七の備考1から4まで、6、8、10、13及び16から19まで、並びに様式第八の備考4と同様とする。この場合において、様式第七の備考19中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、「届出」とあるのは「 <u>補正</u> 」と、「 <u>特許法施行規則様式第18により</u> 」とあるのは「 <u>当該補正が特許出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第13より、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第14により</u> 」と読み替えるものとする。	7 その他は様式第七の備考1から4まで、6、8、10、13及び16から19まで、並びに様式第八の備考4と同様とする。この場合において、様式第七の備考19中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、「届出」とあるのは「 <u>補正</u> 」と、「 <u>様式第18</u> 」とあるのは「 <u>様式第13</u> 」と、「 <u>様式第19</u> 」とあるのは「 <u>様式第14</u> 」と読み替えるものとする。

現金手続省令様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1	10 11	<p>10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所郵便番号</u>」及び「<u>日本における営業所</u>」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p>	<p>10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所郵便番号</u>」及び「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p>
2	2 3	<p>2 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>日本における営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考2に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。</p>	<p>2 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考2に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「<u>営業所</u>」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p>